

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律の一部の施行期日を定める政令案参照条文

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年 月 日法律第 号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十四年十二月十二日に採択された条約附属書の改正が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、第八条第二項、第二十条第一項、第五項及び第七項、第四十八条（第一項第二号及び第二項に係る部分に限る。）、第五十一条並びに附則第四条から第八条までの規定は、同日前の政令で定める日から施行する。

（注）「平成十四年十二月十二日に採択された条約附属書の改正が日本国について効力を生ずる日」・平成十六年七月一日